

**入札監理小委員会における審議結果報告
「高知空港警備業務請負」**

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

(1) 事業の概要

- 本業務は、航空機の安全運航を阻害する制限区域内等への不法侵入及び航空法（昭和27年法律第231号）第53条で定める禁止行為の未然防止並びに、高知空港事務所庁舎等及び庁舎敷地内の保安の維持等を図る警備業務である。

※敷地面積 約 1,389,967.96 m²

(2) 事業選定の経緯

- 1者応札が継続しており、競争性の確保について課題が見受けられるところから、「公共サービス改革基本方針（令和7年6月24日閣議決定）」別表において選定された。
- 市場化テスト1期目の事業である。
- 事業期間は、令和8年4月から令和11年3月までの3年間である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○総合評価落札方式の導入及び複数年契約への変更

これまで最低価格落札方式による単年契約から、総合評価落札方式による3年契約への変更を実施した。

○実施要項（案）における要件の緩和

これまで「複数の企業で構成される共同企業体による参加」について、可能としていなかったが、「業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成される共同企業体とすることも可能とする。」とし、実施要項（案）の要件を緩和した。

(資料 1-2 12/61頁)

○入札スケジュールの見直し

前回、「入札公告期間を19日、引継ぎ期間を14日間」としていたが、「入札公告期間を29日程度、引継ぎ期間を34日程度」確保することとしている。

また、従前より実施している「事業者ごとの業務説明」及び「現場見学」について、広く募集をかけることとしている。

(資料 1-2 13/61頁)

○情報開示の実施

従来の事業実施に要した経費、人員等の開示を行った。

(資料 1-2 36~41/61頁)

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

業務引継について、「確実に業務引継を行うこと」と記載されているが、どのような事業者が受注しても一定の業務水準が保たれるように具体的に記載すべきではないか。

【対応 1】

「確実に」を「1.1.9に基づき」に記載を修正し、「1.1.9 業務引継」に引継事項を追記した。

(資料 1-2 6, 9/61 頁))

【論点 2】

「1.2.1 警備業務において達成すべき質」、「1.2.2 警備業務において確保すべき水準」において、「適切な」という表現が多く記載されているが、何をもって適切なのか、具体的に記載すべきではないか。

【対応 2】

「適切な」の表現を「(それぞれの規定)に定める」と根拠を明確にした。

(資料 1-2 9, 10/61 頁)

【論点 3】

「8.5.10 引継ぎについて」の箇所に記載のある、(1)、(2)の違いについて、(2)には費用負担が記載されているが、(1)には記載が無いがなぜか。

また、現時点の規定の解釈として、「(2) “…終了時の引継ぎ”に際して発生した費用については、次回の民間事業者において発生した費用も含めて、本業務の民間事業者の負担とする」という理解でよいか。

【対応 3】

現行の民間事業者又は次回の民間事業者かを明確にするため、どちらの事業者が費用を負担するかを明記した。

また、次回の民間事業者において発生した費用、たとえば巡回用の車両や必要に応じて準備する無線機や携帯電話、事務用品は次回の民間事業者の負担となる（別紙2参照）。業務引継に必要な費用に関しては、引き継ぎ書の作成費用を想定している。

(資料 1-2 20/61 頁)

【論点 4】

「従来の実施に要した経費」について、その内訳について、説明では人件費の伸びにより増額しているとの説明であったが、その内訳については、「人件費」と「その他」ぐらいは、記載すべきではないか。

【対応 4】

現在の民間事業者から請負契約の内訳について、人件費を算出することは困難との回答があったこと、また、実施機関としても入札に際して、現状は特段内訳を求めていないことから請負費として記載した。(本契約は、請負契約であることから、委託費等の記載を削除した。)

(資料 1-2 36/61 頁)

【論点 5】

従来の実施に要した人員について、常勤職員と予備職員の表現について、分かりにくくイメージしにくいため、分かり易く記載すべきではないか。

また、常勤職員（本業務に従事する警備員の総数）は 10 人とあるが、配置人数は 3 人（警備統括 1 人、巡回警備 1 人に休憩時間の交替要員 1 人を加えた人数）と記載しており、これだけを見ると、常勤職員はなぜ 10 人必要であるのか、（3 人で足りるのではないか）という疑問が生じる。配置人数と常勤職員との人数に差が生じている理由を付記するとよいのではないか。

【対応 5】

常勤職員及び配置人数の記載を具体的に記載するとともに、配置人数と常勤職員との人数の差について、理由を付記した。

(資料 1-2 36/61 頁)

【論点 6】

評価表に BCP の項目があるが、加点項目となっている。警備業務であるからこそ BCP は必須にすべきと考えるが、どうして必須にしていないのか。

【対応 6】

BCP が大変重要なものであるのは認識しているが、必須項目にすると本件としては、高い要求水準となるため、加点項目としている。

もし、BCP を制定していない事業者が受注することになれば、そこは受注後に求めていくことになる。

(資料 1-2 25/61 頁)

【論点 7】

警備業務の対象は、制限区域という極めてセキュリティ上重要な場所である。その警備業務について、実施機関が所有するシステムにアクセスしながら常駐するという難しい業務を公募する際に、どのように場所、システム、規模感を業者に分かってもらう工夫をしているのか。（どんな形でセキュリティを守りながら業務の内容を説明しているのか。）

【対応 7】

例えば、現場見学会においては実際に制限区域の中を見学したり、システムに関しては、画面までは見せられないため、遠目で、機械を見せたり、図示して、

どのような画面構成になっているかを示すなど、事業者に理解が得られるような説明の工夫をしている。

4. パブリックコメントの対応について

3件の意見が寄せられ、下記のとおり、実施要項（案）の修正を1件行った。

【論点1】

1.1.5 警備業務の内容 (4-2) 事案等への措置 丸3の「不審物を発見した場合は、そのままの状況に留め置き」に対し、爆発物が積載されているかもしれないのに、丸4の「巡回警備の範囲内において当該無人航空機等に可能な限り接近」としたことは、過度の要件である。

【対応1】

再度、内容を精査し、「巡回警備の範囲内において当該無人航空機等に可能な限り接近」を削除した。

（資料1-2 7/61頁）

— 以上 —